

指定放課後等デイサービス 重要事項説明書

指定放課後等デイサービス「放課後等デイサービスおんぷ」当事業
所は神奈川県指定を受けています。

(神奈川県指定 第1452300229号)

重 要 事 項 説 明 書

(令和1年 10月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう
法人種別	特定非営利活動法人
法人所在地	神奈川県小田原市寿町1-7-3
電話番号	0465-43-9181
代表者氏名	理事長 美濃島恭一
法人の沿革・特色	障害者、高齢者及びその家族を支援する目的で設立
法人が所有する 営業所の種類・数	居宅介護・同行援護・移動支援・訪問介護・訪問型サービス・日中一時支援・ 自家用車福祉有償運送

2 事業所の概要

事業の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービスおんぷ
事業所の所在地	神奈川県小田原市久野700-2
事業所の電話番号	0465-43-9181
事業所番号	1452300229 (平成26年 1月1日指定)
事業所開設年月日	平成 26年 1月 1日
事業所の延床面積	20㎡以上
利用定員	10名
主たる障害種別	医療的ケアが必要な方以外
障害児状態等区分	区分2の1
主たる対象者	特定なし
営業日、営業時間	① 月曜～土曜日 (祝日も営業) ② 9時～18時
サービス提供時間	送迎時間を除く (①放課後～17:00 ②10:00～16:00)
サービス提供地域	小田原市、南足柄市、開成町、大井町、箱根町
事業の目的及び運営方針	1. 利用児童及び保護者の意向、利用児童の特性、その他の事情を踏まえた放課後等 デイサービス個別支援計画を作成し、これに基づき利用児童に対して指定放課後等 デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること と、その他の措置を講ずることにより利用児童に対して適切かつ効果的に指定放課 後等デイサービスを提供する。 2. 利用児童の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整 備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるように努める。 3. 事業の実地にあたっては、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に定める内容の 他、その他関係法令などを遵守する。

自己評価の実施状況	毎年7月～9月の間に実施
第三者評価の実施状況	無
職員への研修の実施状況	6ヶ月に1回以上の実施（事業所内研修も含む）

3 事業所の職員体制

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者兼 児童発達支援管理責任者	1		1	介護福祉士
児童指導員若しくは 障害福祉サービス経験者	2名以上	2	4名以上	介護福祉士等 児童指導員2名以上
その他従業者		1	1	*送迎員等

4 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者兼 児童発達支援管理責任者	勤務時間帯 10:00～17:00
児童指導員若しくは 障害福祉サービス経験者（常勤）	勤務時間帯 10:00～17:00
児童指導員若しくは 障害福祉サービス経験者（非常勤）	勤務時間帯 13:00～17:00
その他従業者	送迎体制のシフトによる

5 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	2以上	
相談室	1	他事業所と共同使用
事務室	1	他事業所と共同使用

6 サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をい

たきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った日常生活における基本的な動作の指導を行います。
集団生活適応訓練	初めての体験を通して集団療育を行います。
レクリエーション	自然遊び、調理実習、工作のレクリエーションを実施します。
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。
必要な介助	排泄介助のほか、デイサービスでの活動をおこなうときに必要な介助をご利用者のご希望及び心身の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。

②主な行事について

月	行事	月	行事
4月	オリエンテーション（随時）	10月	野外活動等
5月	端午の節句	11月	遠足
6月	野外活動	12月	クリスマス会
7月	夏祭り	1月	もちつき大会、お正月遊び
8月	プール	2月	豆まき
9月	お月見	3月	ひな祭り、お別れ会
通年行事	お誕生日会		

7 利用料金

サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、別表のとおりです。

②利用者自己負担によるサービスについて

サービスの種類	内容
おやつ・飲み物代	1日あたり500円
事業所外活動にかかる交通費	実費
事業所外活動にかかる 入園料・入園料	実費
創作活動に係る材料費	500円（特別な教材費あり） ただし、利用回数、支援の必要性などかんがみここに徴収

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合

について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、月末時までにお支払いください。

支払いは、振込もしくは現金でお願いします。

9 利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10 ご利用に際し留意していただきたい事項

喫煙	全館禁煙です。(屋外に喫煙コーナー設置)
設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

11 感染症について

感染症については、原則、学校保健安全法を準用し、医師から「感染症の疑いあり」と診断された場合には、病気が治るまで利用は控えていただきます。利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず事業所へご連絡ください。(必要に応じて、完治を証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります)。また、利用児童が所属する学級、学年、学校等が閉鎖されたり、本人がノロウィルス等の症状が出た場合も原則ご利用を控えていただく場合もあります。また、利用者の生活状況を鑑みここに対応します。

【学校保健安全法施行令第5条による主な伝染性疾患】

病 名	利用停止の期間
-----	---------

インフルエンザ	発熱後5日間経過し、かつ解熱してから2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱してから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消えてから2日を経過するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による
結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認めるまで

* 学校に復帰できる条件が整った段階でご利用再開となります。

1 2 緊急時の対応方法（マニュアルに従って）

利用者の状態急変時には、速やかに保護者への連絡を行い協議により対応します。

1 3 協力医療機関（緊急時マニュアルに従って）

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	窪倉医院
所在地	小田原市扇町1-12-18
電話番号	0465-34-6335

1 4 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	美濃島恭一
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	消火器2 メガホン ヘルメット

1 5 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

①虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	美濃島恭一
-------------	-------

②苦情解決の体制を整備しています。

③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 6 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	美濃島恭一
電話番号	０４６５－４３－９１８１
受付時間	９時～１８時

当事業所以外に、県、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	県・子どもみらい局福祉部障害福祉課
電話番号	０４５－２１０－４７１３
受付時間	受付時間 午前 ８時 １５分～午後 ５時 １５分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
担当部署	小田原市障害福祉課
電話番号	０４６５－３３－１４６７
受付時間	受付時間 午前 ８時 １５分～午後 ５時 １５分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
担当部署	南足柄市障害福祉課
電話番号	０４６５－７３－８０４７
受付時間	受付時間 午前 ８時 １５分～午後 ５時 １５分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
担当部署	開成町障害福祉課
電話番号	０４６５－８４－０３１６
受付時間	受付時間 午前 ８時 １５分～午後 ５時 １５分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
担当部署	大井町障害福祉課
電話番号	０４６５－８３－１３１１ (代)
受付時間	受付時間 午前 ８時 １５分～午後 ５時 １５分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
担当部署	箱根町障害福祉課
電話番号	０４６０－８５－７７９０
受付時間	受付時間 午前 ８時 １５分～午後 ５時 １５分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
電話番号	０４５－２１０－４７１３

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会事務局」においても営業地区の市町村と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	苦情適正化委員会
電話番号	０４５－３１７－２２００
受付時間	午前 ８時 １５分～午前 時、午後 ８時～午後 １５時

	(土・日・祝日・年末年始は休業)
--	------------------

17 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 あいおい損保
- (2) 損害保険の種類 福祉事業者総合賠償責任保険
- (3) 損害保険の概要 財物損害、休業損失、賠償責任に対する保険

令和 年 月 日

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 小田原市寿町1-7-3
 (事業者名) NPO法人音楽カレッジみゆう
 (代表者名) 理事長 美濃島恭一 印
 (事業所名) 放課後等デイサービスおんぷ
 (説明者) 所属 管理者
 氏名 印

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

保護者

(住所)
 (氏名) 印
 (続柄)

利用児童

(住所) 同上
 (氏名)

重要事項説明書：覚書

利用者() (以下、「甲」という)と放課後等デイサービスおんぷ (以下、「乙」という)は契約時の重要事項説明書 (別表料金表)、について、以下の通り変更及び追記事項に合意したので本覚書を締結する。

1. 利用料金 (別表参照) の変更

甲及び乙は「重要事項説明書」9. 利用料金に記載の別表の利用料金表について、厚生労働大臣の定める額に変更があったため、令和元年10月1日
利用分より下記及び別表 (令和元年10月1日訂正版)」に変更することに合意する。

<基本サービス単位数表 (1日当たり) >

下記表の利用料 (サービスに要した費用) は、本事業所の所在地 (5級地) の1単位単価で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。(1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。)

	平日	学校休業日
	区分2の1	区分2
単位数	612単位	730単位

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 利用児童氏名

保護者氏名

印 続き柄

住所

乙 住所 小田原市久野770-2

社名 特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう

放課後等デイサービスおんぷ

氏名 管理者美濃島恭一



通所支援利用料金表【区分2の1】10名定員用

※区分2・・・食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は厚生労働大臣が定める基準項目に応じ、該当する障害児の数が障害児全体の50%未満。

◆放課後等デイサービス<1日につき>（カッコ内は地域単価に合わせて算出した）

○	イ：放課後に受け入れするとき（区分2の1）※サービス提供時間3時間以上	イ 612 単位/日 (648 円)
	ロ：学校休業日(土日祝、長期休暇)に受け入れするとき（区分2）	ロ 730 単位/日 (773 円)
	児童指導員等加配加算Ⅰ（児童指導員等を配置した場合）	155 単位/日 (164 円)
	児童指導員等加配加算Ⅰ（その他従業員を配置した場合）	91 単位/日 (96 円)
	家庭連携加算 （家庭訪問にて家族等に対する相談援助を行ったとき。月2回まで）	1時間未満 187 単位/日 (198 円)
		1時間以上 280 単位/日 (296 円)
	訪問支援特別加算 （連続5日間利用せず、家庭訪問により相談援助を行ったとき。月2回まで）	1時間未満 187 単位/日 (198 円)
		1時間以上 280 単位/日 (296 円)
	事業所内相談支援加算 （障害児とその家族等に相談援助を行ったとき。月1回まで）	35 単位/日 (37 円)
	関係機関連携加算Ⅰ （障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等をおこなったとき。月に1回まで）	200 単位/日 (212 円)
	関係機関連携加算Ⅱ （就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等をおこなったとき。各1回まで）	200 単位/日 (212 円)
	強度行動障害児支援加算（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行う）	155 単位/日 (164 円)
	送迎加算	54 単位/片道 (57 円)
	利用者負担上限管理加算（1月内の利用者上限管理を行ったとき。月1回）	150 単位/月 (159 円)
	延長支援加算(営業時間8時間以上であり、営業時間(延長時間)の前後の時間で支援を行った場合) イ：1時間未満 ロ：1時間以上2時間未満 ハ：2時間以上	イ 61 単位/日 (64 円)
		ロ 92 単位/日 (97 円)
		ハ 123 単位/日 (130 円)
	福祉・介護職員処遇改善加算 Ⅰ（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善をおこなっていること等のほか、「キャリアパス要件のすべてに適合」及び「（新）定量的要件」を満たす Ⅱ（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善をおこなっていること等のほか、「キャリアパス要件のすべてに適合」及び「（新）定量的要件」を満たす場合）	所定単位の8.1%を加算 所定単位の5.9%を加算
	Ⅲ（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善をおこなっていること等のほか、「キャリアパス要件のいずれかに適合」及び「（旧）定量的要件」を満たす場合） Ⅳ（福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」または「（旧）定量的要件」のいずれかを満たす場合） Ⅴ（福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び「（旧）定量的要件」のいずれも満たさない場合）	所定単位の3.3%を加算 「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」の90/100を加算 「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」の80/100を加算
福祉・介護職員処遇改善特別加算 *福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること	所定単位の1.1%を加算	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ 福祉専門職員配置等加算の算定あり（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善をおこなっていること等のほか、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得しており、職場環境等要件に関し複数の取り組みを行っている。ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合）※見える化については令和2年度から要件となる Ⅱ 福祉専門職員配置等加算の算定なし （加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善をおこなっていること等のほか、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得しており、職場環境等要件に関し複数の取り組みを行っている。ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合）※見える化については令和2年度から要件となる	所定単位の0.7%を加算 所定単位の0.5%を加算	
◆そのほか費用		
昼食代500円（1食）、おやつ代等100円（1回）		円/日
教材費500円（該当者及び利用された時のみ）		
*令和1年10月からの増税分に関しては当面値上げ致しません。		実 費
その他、イベント時実費を頂きます。		